

# 出生数反転に向けた市町交付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、出生数反転に向けた市町交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この交付金は、県内各市町が出生数減少の流れを増加へと反転させるために実施する各地域における課題やニーズに応じて実施する市町の創意工夫を凝らした取組みについて総合的に支援することを目的とする。

## (交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市町が実施する出生数反転に向けた創意工夫のある取組みである事業とする。

2 交付事業は、次の各号に資する事業とする。

- (1) かがわで暮らしたい、の実現に寄与する取組み
- (2) 出会い、結婚したい、の実現に寄与する取組み
- (3) こどもを生み育てたい、の実現に寄与する取組み
- (4) その他出生数反転に寄与する取組み

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付事業に該当しないものとする。

- (1) 国が別に定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業及び「子育て支援対策臨時特例基金」の対象となる事業（ただし、市町が国の基準に加算して補助率若しくは補助金額を設定し、又は国の基準を超えて補助対象の範囲を拡大している場合において、当該加算又は拡大した部分に係る経費に限り対象とする。）
- (2) 県が別に定める県費負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業（ただし、市町が県の基準に加算して補助率若しくは補助金額を設定し、又は県の基準を超えて補助対象の範囲を拡大している場合において、当該加算又は拡大した部分に係る経費に限り対象とする。）
- (3) 地方債の充当が可能な施設設備等の整備事業
- (4) 個人への現金等給付

## (交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、各市町が実施する交付対象事業に要する経費（職員の給与及びこれに類する経費を除く。以下同じ。）に充てるものとする。

## (交付金の額)

第5条 交付金は、各市町が交付対象事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

- 2 交付対象事業に寄附金その他収入がある場合には、交付対象経費からそれらを控除した額を交付する。
- 3 算出した交付金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付限度額)

第6条 各市町の交付限度額は、別紙により算定される額とする。

(交付限度額の通知)

第7条 知事は、前条の規定により算定した各市町の交付限度額を、別記様式第1号により、速やかに当該市町に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 各市町は、交付金の交付を受けようとする場合、知事が別に定める期日までに、別記様式第2号を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請を行うにあたっては、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを交付金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りではない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付決定を行い、その内容を、別記様式第3号により、各市町に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書の規定による交付申請がなされたものについては、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付対象事業の変更)

第10条 第9条第1項の規定による通知を受けた市町は、交付対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第4号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第11条 各市町は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第5号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延等の報告)

第12条 各市町は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は交付対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 各市町は、交付対象事業を完了したとき、又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、当該交付対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第6号を知事に提出しなければならない。

2 第8条第2項ただし書の規定の適用を受けた市町は、前項の規定により実績報告を行う場合において、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その実績報告に係る交付事業の成果が交付金の交付決定の内容（第11条第1項の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付金の額を確定し、別記様式第7号により、市町に通知するものとする。

2 市町は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに、別記様式第8号を知事に提出しなければならない。

(交付金の支払い)

第15条 知事は、前条第1項の規定による額の確定後、前条第2項の請求があった場合に、交付金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第11条の規定による承認をした場合又は市町が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金を交付事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (5) 交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (6) 交付対象事業の遂行ができないとき。

2 知事は、前項に該当するものとして交付金の交付決定を取り消した場合において、交付金の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項に基づく交付金の返還を命じる場合には、知事が必要ないと認める場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の経理等)

第17条 市町は、交付金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

- 第18条 第8条第2項ただし書の規定の適用を受けた市町は、第14条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した市町については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により、速やかに知事に報告するとともに、交付金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。
- 2 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第19条 規則第22条第2項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第22条第2項第4号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 3 市町が知事の承認を受けて交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(報告、検査及び指示)

- 第20条 知事は、交付対象事業を適正に実施させるため必要があるときは、市町に対して交付対象事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは市町の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、市町に対して必要な指示をすることができる。

(補則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別紙

- 1 各市町の出生数反転に向けた市町交付金に係る交付限度額については以下の(1)、(2)、(3)の算定額の合計額とする。なお、交付限度額については四捨五入をし、17市町合計額が100,000千円に満たない場合は、交付限度額の小さい市町の金額について、切り上げをする。

### (1) 均等割

全17市町に対して、一律の金額を配分することとし、以下のとおり算定した額とする。なお、1,000円未満は四捨五入をする。

#### 算式

$$(100,000 \text{千円} \times 0.5) / 17 \text{市町}$$

### (2) 年少人口割

全17市町に対して、0歳から14歳までの人口(以下「年少人口」という。)の割合に応じて配分することとし、以下のとおり算定した額とする。なお、1,000円未満は四捨五入をする。

#### 算式

$$(100,000 \text{千円} \times 0.4) \times \text{年少人口割合}$$

年少人口割合：「令和6年香川県人口移動調査報告」第2表(市町別、年齢(3区分)別人口及び年齢構成指数(令和6年10月1日現在))の数値(以下「令和6年年少人口」という。)に基づいた、香川県全体の年少人口に占める各市町の年少人口の割合

### (3) 年少人口減少割

全17市町に対し、年少人口の減少の割合に応じて配分することとし、以下のとおり算定した額とする。なお、1,000円未満は四捨五入をする。

#### 算式

$$(100,000 \text{千円} \times 0.1) \times \{ (\text{年少人口減少割合} \times 0.2) + (1/17 \times 0.8) \}$$

年少人口減少割合：各市町の「令和5年香川県人口移動調査報告」第2表(市町別、年齢(3区分)別人口及び年齢構成指数(令和5年10月1日現在))に掲げる年少人口数(以下「令和5年年少人口」という。)から、令和6年年少人口を減じた数を、令和5年年少人口で除して得た数値

0.2及び0.8は市町ごとの年少人口規模の違いによる急激な変動を緩和するため、令和8年度に係る補正係数である。